

※これは鳥取県臨床心理士会より日本臨床心理士会および都道府県臨床心理士会に宛てたメールの本文を転記したものです。

日本臨床心理士会 御中
都道府県臨床心理士会 御中

お問い合わせです。

結局、多くの臨床心理士が疑義を持ち、修正の要望をしてきた公認心理師法案の医師の指示条項（第 41 条 2）が何も修正されないまま、明日にも国会に上程されるという話を聞きましたが、本当なのでしょうか？

また、受験資格 2 のいわゆる学部卒条項（第 7 条 二）も大きな難があります。この条項は、学部卒で心理学等の所定の単位を修めたというだけで「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を図ること」以外の公認心理士師の業務を所定の施設で行うことを認め、これらの者にも所定の期間を経て、公認心理師の受験資格を与えるというものです。これは、国家による心理職の資質の認定という、資格法の目的そのものを無効にするだけでなく、一方では医師の指示条項（第 41 条 2）が適用されないまま公的な認定を受けない者に公認心理師と同じ臨床的な業務を法的に認めることになるので、医師の指示条項（第 41 条 2）自体、本当は特に必要ではないということを示しています。

また、当然のことながら心理学等を修めた学部卒業生を、所定の施設に大量に向かわせ、就職状況は大混乱に陥ることも予想されます。これで、現場の心理職の資質を一挙に下げてしまうおそれはないのでしょうか？

さらに、この公認心理師法案によって、臨床心理士は職場や立場を問わず、広範囲に影響を受けるかと思われませんが、公認心理師法案を支持した日本臨床心理士会は、国民を現在と同等以上の心理職の資質を守れると保証できるのでしょうか？また、会員である臨床心理士に、現在と同等以上の心理職としての生活と立場の保障ができるのでしょうか？

公認心理師法案への支持表明をしたその同じ日に、日本臨床心理士会の幹部の一人が、「臨床心理士の今後のことは認定協会と臨大協が考えること」というような発言をしたというのは本当なののでしょうか？

次に、お願いします。

日本臨床心理士養成大学院協議会が、公認心理師法案への声明を出しています。

<http://www.jagpcp.jp/jagpcp20140616.pdf>

添付のように、鳥取県臨床心理士会は、この声明に賛同を表明いたしますので、これらを貴会の会員の皆様にもお伝えいただけましたなら幸いに存じます。

今後とも臨床心理士が国民とともにあることを希望いたします。

--

鳥取県臨床心理士会 事務局長 菊池 義人

.....

〒683-8503 鳥取県米子市西町 86 番地

鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学専攻菊池研究室内

Eメール：kikuchip@med.tottori-u.ac.jp

電話・ファックス：0859-38-6406（研究室）
